

「エッセンシャルワーカーに係る 緊急人材確保サポート事業」を利用される皆様へ

必ず事前にご確認ください

事業概要

- エッセンシャルワーカーに係る企業（食料品を扱うスーパー・コンビニなど）において、コロナ禍により欠員が生じた場合の人材確保に対する緊急支援
- 人材派遣事業者を通じて、代替要員を確保した場合に、派遣料金の一部を助成

事業内容

- 対象 都内に店舗がある事業者で、以下の2点を満たすこと
 - ① 資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員50人以下の企業
(個人事業主・協同組合などを含む)
※大企業は対象に入りません
 - ② 食料品スーパーマーケット又はコンビニエンスストア
 - 【食料品スーパーマーケット】
原則、食料品の売上構成比が70%以上かつ売場面積が250㎡以上の小売店
 - 【コンビニエンスストア】
原則、営業時間が14時間以上かつ売場面積が250㎡未満の飲食料品中心の小売店
※大企業が経営する直営店舗のコンビニエンスストアは対象に入りません
(フランチャイズの店舗は対象となります)

○要件 ①新型コロナウイルス感染症に感染（陽性者）又は濃厚接触者等になることにより、従業員の1割以上の欠勤が生じ、代替要員確保のため人材派遣事業者と労働者派遣法に基づく派遣契約を締結

【従業員の1割以上の欠員】

- ・「派遣契約日」時点における欠員状況で算定
- ・新型コロナウイルス感染症関連（感染・濃厚接触者・濃厚接触者の家族等）で欠勤している従業員が1人以上おり、かつコロナ以外の病気等（インフルエンザなど）で欠勤している従業員も含めた合計人数
【注意事項①欠勤人数の考え方】参照
- ・店舗の従業員は、管理監督者・パート・アルバイトを含む
（既存の派遣従業員は含まない、公休日の従業員は含まない）

※欠員が生じた日以降の新たな派遣契約が助成対象となり、既存の派遣契約による代替人員確保は助成対象となりません【注意事項②既存の派遣契約により代替人員を確保した場合】参照

【助成対象となる代替要員の範囲】

- ・新型コロナウイルス感染症関連（感染・濃厚接触者・濃厚接触者の家族等）で欠勤している従業員に限る
- ・1店舗当たり3人までの従業員の代替が助成対象

○要件 ②人材派遣による派遣契約期間が事前エントリー受付期間を含む

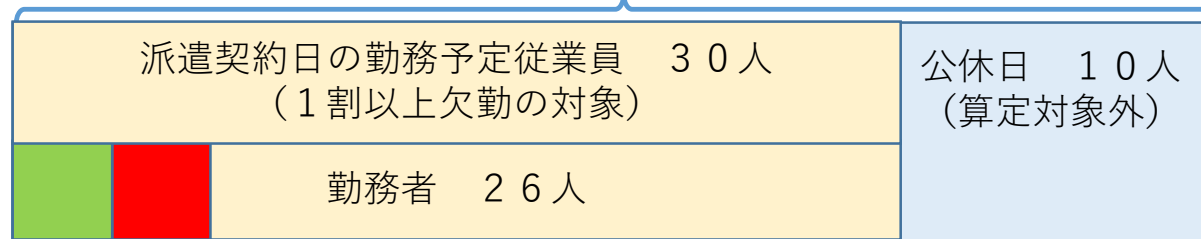
- ・派遣契約の始期（契約日）が、令和4年2月1日～12月31日までの間にあること
- ・派遣契約期間が原則31日間以上あること（労働者派遣法の日雇派遣禁止規定に該当しないこと）
（31日間以上ある場合は、派遣契約期間の初日から31日間までの期間における、派遣の実績が助成対象）
※ 31日間は期間であって、実際の就業日数ではありません
- ・派遣開始日は、派遣契約日から10日以内であること
【注意事項③派遣契約日と派遣開始日が異なる場合】参照
- ・対象期間中であれば、人材派遣契約は1人ずつ3人目まで別々に契約可能
【注意事項④コロナ関連の欠員増加に伴い、人材派遣契約を追加で結ぶ場合】参照

○助成金額 コロナ関連で欠勤している従業員の代替要員確保に係る派遣料金の1/2

- ・1時間あたり1,000円、1日あたり8時間までを上限として助成
 - ・派遣契約期間中の実績（各日ごとの、派遣人員、派遣時間など）に基づき助成
- ※助成金申請には、労働者派遣契約書、請求書、領収書（又は振り込みの控え等）、実労働時間がわかる書類等が必要

【注意事項①】 欠勤人数の考え方

A店舗 従業員 40人



この事例（A店舗）の場合、
欠勤者は4名で、
1割（3名）以上の欠員で
要件を満たすが、助成対象は、
コロナ関連で欠勤している2名
のみになる
(赤囲み部分)

コロナ以外の
欠勤 2人

コロナ関連
欠勤 2人

この部分の代替人員の派遣料金について、
都が1/2助成

【注意事項②】 既存の派遣契約により代替人員を確保した場合

欠員が生じた日以降の新たな派遣契約が助成対象となり、既存の派遣契約による代替人員確保は助成対象となりません。（助成金を受給するためには、1割以上の欠員が生じた際に、新たな派遣契約を結ぶ必要があります。）

～1月31日

事前エントリー受付期間
(2月1日～12月31日)

令和5年1月1日以降

事前
エントリー

コロナ関連
による欠員発生

事前エントリー以前の派遣契約

コロナ関連による欠員が発生し、その欠員を当該派遣契約で補充→助成対象外



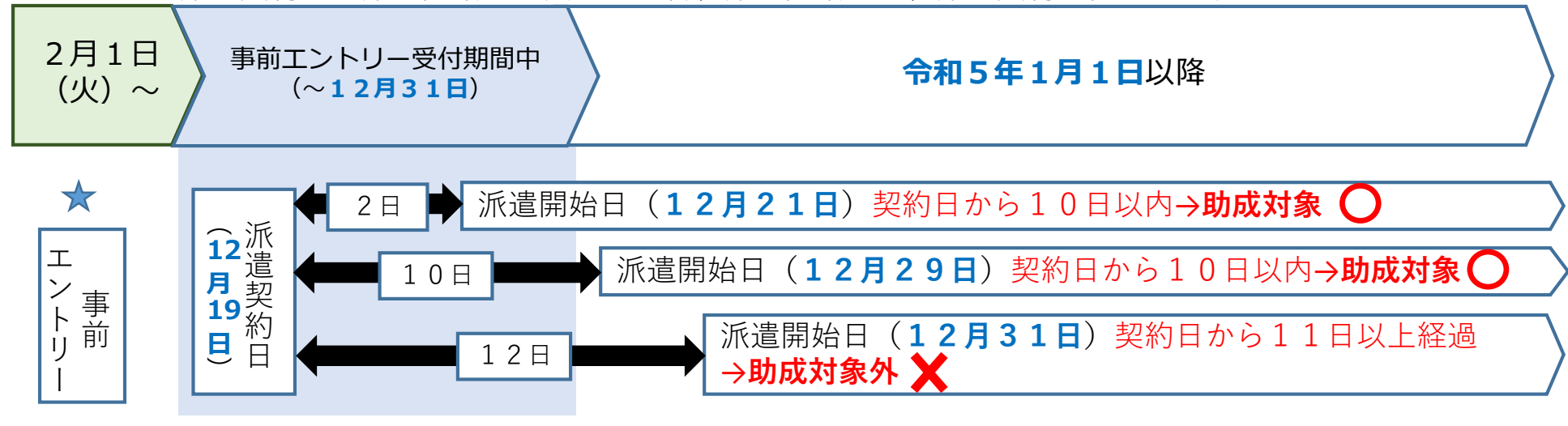
事前エントリー後の新たな派遣契約

コロナ関連による欠員を新たな派遣契約で補充→助成対象



【注意事項③】派遣契約日と派遣開始日が異なる場合

派遣契約日と派遣開始日が異なる場合、派遣開始日は、派遣契約日後10日以内としてください



【注意事項④】コロナ関連の欠員増加に伴い、人材派遣契約を追加で結ぶ場合

コロナ関連の欠員が増加し、代替人員の確保に向け追加で人材派遣契約を結ぶ場合、その派遣契約は、事前エントリー期間中 (12月31日) に行ってください

